

Legal networks

2015.08

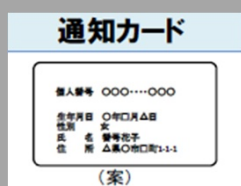
★ 今月のトピックス

- ①マイナンバー制度
～10月に通知カードが届きます～
- ②算定基礎届後の標準報酬月額はいつから適用？
- ③8月の労務スケジュール

①マイナンバー制度 ～10月に通知カードが届きます～

マイナンバーとは、住民票を持つすべての国民に12ケタの番号を付与する「社会保障・税番号制度」のことで、2016年1月から利用が開始されます。その個人番号を通知する「通知カード」が、2015年10月に個人に郵送されます。もうすぐですね。

企業では、社会保障分野(社会保険や雇用保険の手続きなど)と税分野(源泉徴収票の交付など)で、従業員の個人番号を利用することになりますから、従業員の皆さまから個人番号を取得する必要があります。マイナンバーについて、どのような運用をしていけばいいかわからないというご担当者様も多いと思いますが、まず貴社ですぐやっていただきたいことを今月はお伝えしていこうと思います。今月から何回かに渡ってマイナンバーについて取り上げていく予定です。



☆従業員へのアナウンス ①「住民票移動」

「通知カード」は住民票の所在地へ送付されるので、実際住んでいるところと住民票登録地が違う場合は、通知カードを受け取れません。まずは従業員の皆さまに住民票登録地をご確認いただくアナウンスをして、実際住んでいる住所と登録地が違う場合は登録変更をしていただきましょう。

☆従業員へのアナウンス ②「通知カードの厳重保管」

従業員が通知カードを紛失してしまったり、間違えて破棄してしまうと、会社がスムーズに個人番号を取得できません。あらかじめ従業員に、会社が番号を取得する必要があることを伝え、大切に保管してもらうよう周知しておくと思います。

☆社内でマイナンバーの取扱いをする事務担当者の洗い出し

人事担当者や支店責任者など、社内でマイナンバーに触れる可能性のある人をピックアップしておきましょう。

☆基本方針や取扱規程の策定

特定個人情報保護委員会のガイドラインに事例が掲載されています。

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

なお、「通知カード」郵送時には「個人番号カード交付申請書」というものが同封されて届きます。

「通知カード」と「個人番号カード」は違うカードです。「個人番号カード」とは、顔写真がついたICカードで、個人が市区町村に申請して窓口に取りに行かなければ交付されません。

会社が個人番号取得の際に、本人確認をする必要があるのですが、顔写真つきである「個人番号カード」だとその提出で本人確認ができます。しかし、顔写真のついていない「通知カード」で番号を取得する場合は、それ以外に運転免許証やパスポートなどを併せて提出してもらわなければいけません。

本人確認の業務効率を考えると、従業員に「個人番号カード」の申請をしてもらうようお願いしておくのも一つの手です。

参考:「マイナンバー制度の実務と業務フローがわかる本」 抜粋:総務省HPより



②算定基礎届後の標準報酬月額はいつから適用？

提出期限が7/10までとなっておりますが、社会保険の算定基礎届(健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届)の届出が完了いたしました！

社労士事務所にとって7月は繁忙期でしたが、弊社もクライアント様ご協力のもと、この時期を乗り切ることができました。

「算定基礎届」は、4・5・6月の3ヶ月の給与額の平均額から、その後1年間の社会保険料を算定する標準報酬月額等級を決める手続きです。

給与額に変動がなく、等級が変わらない場合でも、年に1度この時期に届出ることが必要です。

では、算定後の新しい標準報酬月額はいつから適用になるかと言いますと、その年の9月です。9月分保険料を10月給与から控除している場合(翌月控除と言われています。一般的にこの方法が主流です。)、10月給与の控除分から適用です。この場合、等級が変わる人は10月給与から社会保険料が変わります。

これとはまた別に、9月から変更になるものとして「厚生年金保険料率」があります。

これは平成29年まで一定の率で毎年上がり続けることが決まっていますので、標準報酬月額等級が変わらない人も厚生年金保険料だけは結局のところ変わることです。

9月は社会保険標準報酬月額等級と、厚生年金保険料率の二つの変更に注意が必要です。貴社にて給与計算をされているご担当者様はお気を付け下さい。

③8月の労務スケジュール

労務 8/1～8/31
7月分の社会保険料の納付

税務 8/1～8/10
7月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付

労務 夏季休暇の調整

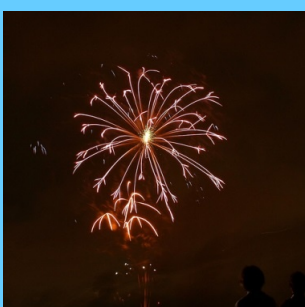


～編集後記～

梅雨が明けたとたん、一気に猛暑となりましたね。毎日暑いですが、皆様、体調崩されてはいないでしょうか？

今度、弊社でも健康診断をするのですが、日々健康には留意したいものです。

夏は、帰省やレジャーのシーズンでもありますので、有給休暇でリフレッシュというものいいですね。お盆の時期を有給休暇の計画的付与期間とされているクライアント様もいらっしゃると思います。(スタッフ:菊地)



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

TEL:03-6328-2239

<http://www.kintaiakanrikenkyujo.jp>